

☆☆☆ 110番通報の接続先が変わります☆☆☆

紋別警察署からのお知らせ

今まで滝上町内からの110番通報は紋別警察署につながっていましたが、
平成19年3月2日（金）から、
全部北見方面本部通信指令室（北見市）につながります。



場所の間違いをなくすため次のことを正確に伝えてください。

- ①町村名 【滝上町】
- ②場 所 【たとえば、旭町・二区・札久留など】
- ③目標となる物【たとえば、〇〇宅・国道273号〇〇橋のところ・〇〇商店の前・〇〇センターの近くなど】

※なお、携帯電話による110番通報については、現在、すべて北見方面本部通信指令室に接続されます。

◎詳しくは紋別警察署又は北見方面本部に紹介してください。

紋別警察署 ☎23-0110（内線290）

北見方面本部通信指令室 ☎0157-24-0110（内線4444）

腹部超音波検査でわかること

病院だより Vol.24

～腹部の症状がある際、最も手軽に行える検査です～

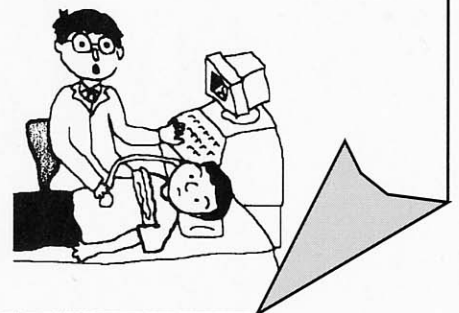
人間の耳では聴き取ることのできない音波を用いて、からだの内部を調べるのが**超音波検査**です。体外からプローブと呼ばれる音波の発射装置をあてるだけなので、全く苦痛がなく、こどもから老人まで誰でも容易に検査することができます。超音波は甲状腺や心臓、婦人科、整形外科などの領域でもよく用いられますが、今回は腹部内臓の超音波検査にしぼって紹介したいと思います。

当院内科で行っている腹部超音波検査では、腹部の内臓の断面をモノクロ画像で描き出します。超音波検査が有用な腹部の臓器は**肝臓、胆のう、すい臓、腎臓、脾臓、血管**などです。肝臓では**肝炎、肝硬変**などの診断、肝臓癌などの**腫瘍の診断**に極めて有用です。胆のうにおいては**胆のうポリープ、胆石、胆のう炎**の診断が容易です。また、すい臓や胆管などの情報も得られます。胆管閉塞による**胆管の拡張**、腹膜炎や肝硬変などによる**腹水**、**尿路結石による尿管の拡張**などは超音波検査が最も迅速に診断可能です。

しかし、超音波検査にも**弱点**があります。それは**超音波は骨を通過せず、空気の層が存在すると散乱**してしまうからです。腹部超音波検査の場合、第一に肋骨が、第二に肺が空気を含んでいるので検査の障壁になります。したがって、患者さんの体型によっては、物理的に**全く観察できない場所が存在**します。また胃や小腸、大腸なども中に空気があるので、他の臓器を覆い隠してしまいますし、**胃腸の内部の様子はほとんど見えない**ので内視鏡検査が必要です。

このように腹部超音波検査は大変有用ですが、弱点もあるので、実際には患者さんひとりひとりに応じて、臨床症状、血液検査、レントゲン検査、内視鏡検査などと併用して総合的に判断しています。

滝上町国保病院 日本消化器病学会専門医 林 修也



保 健

◇平成19年度から
国民健康保険のう
ち介護被保険者の
かかる税率が変更
されます

国民健康保険に加入しているかたのうち、40歳から64歳までのかたは、介護第2号被保険者として、介護保険税を収めていただいておりますが、介護サービスの開始（平成12年）以来サービスの利用とともに介護費用も大幅に増えてきているため、平成19年から保険税率が、次のとおり変更されます。

国民健康保険介護第2号に保険者に係る改正税率

区 分	現 行	改 正 後 (H 19年度以降)
所 得 割	0.6/100	0.91/100
均 等 割 (1人当り)	7,300円	12,100円

▼問い合わせ先
保健福祉課保健係
☎29-2111 (内線57)

北海道からのお知らせ

～パスポートの申請・交付について～
平成19年3月末で紋別市旅券移動窓口は廃止します

北海道は、これまで紋別市において旅券移動窓口（毎月第1・第3木曜日）を開設し主に遠紋地域にお住まいの方を対象に業務を行ってきましたが、平成19年3月末で廃止することになりました。

滝上町に住民票がある方におかれましては、平成19年4月からは網走支庁の旅券窓口または北見市旅券移動窓口などをご利用ください。

網走・上川管内のパスポート窓口

- 網走支庁～毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後4時30分
- 北見市役所移動窓口～毎週火曜日と金曜日、午前10時30分から午後1時・午後2時から午後4時
- 上川支庁～毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後4時30分
- 名寄市役所移動窓口～毎月第2・第4水曜日、午前11時から午後2時（祝祭日の場合は翌日）

3月の紋別市旅券移動窓口開設日時
3月1日・3月15日・3月29日、午前9時～午後1時（最終開設日29日は旅券の交付のみとなります。）

※従前どおり「一般旅券発給申請書」用紙は、滝上町役場住民生活課戸籍係にありますので必要な方はお申し出ください。

◇問い合わせ先

網走支庁地域振興部総務課総務係
☎0152-41-0604 (内2119)

福 祉

◇有料道路における障害者割引制度について
障害者の自立と社会参加を支援するため、有料道路を利用する障害者の方が対象の制度です。



新規に割引を受ける場合には役場窓口において登録が必要になります。登録後にも割引には有効期限（手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで）が設けられていますので継続して割引を受けるためには更新の手続きが必要になります（ETC利用の場合も同様です）。
更新を行わずに期限を経過し利用した場合には、割引が受けられませんのでご注意ください。
詳しくは役場保健福祉課福祉係までお問合せください。

- 新規及び更新申請に必要な書類。
 - ・利用者本人の身体障害者手帳又は療育手帳
 - ・登録を受けようとする自動車の手帳
 - ・利用者本人の運転免許証（障害者本人が運転される場合）
 - ※ETCを利用される場合はこの他にETCカード・車載器管理番号が確認できるものが必要。
- ▼申請・問い合わせ先
保健福祉課福祉係
☎29-2111 (内線39)